

令和7年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和7年3月10日（月）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	岡田 智子	6番	大江 寿	11番	安部 大助
2番	牧野 牧子	7番	村上 謙武	12番	前田 芳樹
3番	藤野 定幸	8番	菊地 政文	13番	石田 茂春
4番	齋藤 則子	9番	西尾 幸太郎	15番	米澤 壽重
5番	山田 浩太	10番	池田 賢治	16番	池田 信博

1. 欠席議員 14番 高宮 陽一

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	地域振興課長	橋本 博志
副町長	大庭 孝久	上下水道課長	村上 和久
教育長	野津 浩一	建設課長	田中文男
総務課長	宇野 慎一	施設管理課長	岸本 則和
会計管理者	齋藤 和幸	危機管理室長	柳原 潔
財政課長	長田 寿幸	水産振興室長	曾我部 一彦
税務課長	池本 繁樹	都市計画課長補佐	前田 和信
町民課長	和田 美由貴	総務学校教育課長	金井 和昭
保健福祉課長	野津 千秋	社会教育課長	中村 恒一
住民福祉担当課長	広江 和彦	布施支所長	坂本 忠
環境課長	原 秀人	五箇支所長補佐	八幡 秀朋
エネルギー対策室長	野津 寿天	都万支所長	近藤 勝志
商工観光課長	藤野 一	中出張所長	茶山 宏
農林水産課長	増本 直行	中央公民館長	木瀬 高宏

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	田中 挙	事務局長補佐	齋賀 千春
--------	------	--------	-------

1. 町長追加提出議案の題目

議第 37号 第2次隠岐の島町総合振興計画後期基本計画について

議第 38号 工事請負変更契約の締結について〔令和6年度社交金 町道中町中条線一本橋橋梁更新(2期) 工事〕

議第 39号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町中出張所等複合新庁舎建築工事〕

同意第1号 隠岐の島町監査委員の選任同意について

議事の経過

○議長（池田 信 博）

おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（ 開 議 宣 告 9時30分 ）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 質 疑

「質疑」を行います。

この質疑は、会期初日に提出された町長提出議案の議第5号「隠岐の島町離島留学学生寮設置及び管理条例」から議第25号「工事請負変更契約の締結について〔3災1901号 町道油井21号線②道路災害復旧工事〕」までの21議案及び議第30号「令和7年度隠岐の島町一般会計予算」から議第36号「令和7年度隠岐の島町下水道事業会計予算」までの7議案の計、28件の議案について「総括質疑」方式により行います。

なお、諮問第1号及び諮問第2号の2議案については、総括質疑終了後、「質疑」を行います。

質疑は、現に議題になっている事件に対して疑問点を質すものであります。また、自己の意見を述べることはできません。通告した質疑の範囲を超えないよう、よろしくお願いいたします。

なお質疑の一人当たりの持ち時間は、答弁を含め30分となっています。

それでは、総括質疑の通告がありましたので、発言を許します。

はじめに、4番：齋藤 則子 議員

○4番（齋 藤 則 子）

おはようございます。皆さま。

それでは通告に従いまして、当初予算説明資料 7 の 106 ページ、図書館管理運営事業の郷土資料アーカイブ事業について、お尋ねします。

本事業の内容について詳細説明をお願いします。

また人件費 1 名の身分はどのようなものか、例えば会計年度任用職員のような、その雇用期間はどれくらいか、お願いいたします。

○番外（ 社会教育課長 中 村 恒 一 ）

おはようございます。社会教育課の中村です。

そうしますと私の方から、図書館管理運営事業の郷土資料アーカイブ事業につきましてご説明させていただきます。資料の 2 ページをお願いいたします。

郷土資料アーカイブ事業につきましては、平成 29 年から 5 年間、図書館に職員 1 名を配置し実施してきたところです。この間、「旧町村史」の編纂資料や写真などのデジタルデータ化を進めてまいりました。しかし、いまだ未着手の郷土資料やデータベースの作成等、公開に向けた作業をする必要がございます。

また今後、「隠岐の島町史」の編纂などを見据えて、必要となる郷土資料が散逸しないよう保存していく仕組みを整えていく必要もがございます。こういったことから職員 1 名を配置し事業を進めておりまして、7 年度も引き続き実施していくものです。

次に、事業の内容となりますが、ご質問のありました件につきましては、会計年度任用職員 1 名、一般事務職員を配置することとしておりまして、資格のほうは必要としないことから 1 年ごとの雇用となります。図書司書の指示を受けながら、資料の整理、デジタル媒体への記録、目録の作成などを進めていきます。

7 年度につきましては、特に町内の亡くなられた郷土史家のご家族より寄贈いただいた資料が多数ございますので、こういった資料の整理などが中心となってまいります。

以上となります。

○4 番（ 齋 藤 則 子 ）

理解しました。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、齋藤 則子 議員の「総括質疑」を終わります。

次に、13 番：石田 茂春 議員

○13 番（ 石 田 茂 春 ）

おはようございます。

私の方から2点ほどちょっと質疑を行いたいと思うんですけど、もう既に資料が出ました。回答が出とるんですね、課長。

せっかくですので、ちょっと私の方から言いますが、6年度に雨漏りがひどいということで、113万4,000円当初予算計上して改修を行ったということで、しかし、7年度に再度雨漏りがひどいということで屋上の防水改修で設計業務として629万2,000円計上したということであります。

せっかくですので、課長説明願いますわ。

○番外（ 住民福祉担当課長 広 江 和 彦 ）

おはようございます。

それでは、私住民福祉担当の広江よりご説明させていただきます。

石田議員よりご質問いただきました、なごみ苑の屋上防水の改修の件でございます。

令和5年度に福祉施設の長寿命化の計画を策定する調査等の中で、なごみ苑の屋上防水槽等の劣化を確認しておりました。

全面的に亀裂とか劣化が進んでおりますので改修をするということでございましたが、既に雨漏りを生じている箇所がございましたので、その点については6年度のところで、部分的に早急な改修の対応をとらせていただいたところでございます。

本日提出しております資料の3ページに6年度に実施した部分、そしてなごみ苑の真上から見ました屋根構造等の中で、赤丸の部分のところをウレタン防水塗装を実施したところでございます。

ですが、5年度の調査において判明した劣化の部分につきましては、当然でございますので、全面的に改修する部分について、7年度においてですね、設計、調査業務を計上させていただいたというところでございます。

この点につきましては、当初予算の説明の際に、十分に踏み込んだご説明を申し上げていなかったと思いますので、その点につきましては、お手数をおかけしたところでございます。

以上でございます。

○13番（ 石 田 茂 春 ）

課長、よく分かりました。

副町長、雨漏りはね、どこから入ってくるかわかんないんですわ。

我々の家も一緒に、どっから入っとつかなあと思っても。それでね、6年度にひどいところは改修しました。それはそれでいいですよ。同時に設計業務で予算計上しておけば、7

年度には改修工事ができるんですわ。行うことができるんですね。

それがね、ここに書いてあるように早期に行うという風に、屋上防水の改修工事を行いますと。1年遅れたということなんです。どうしてこの6年度にこの設計業務の予算を計上しなかったかなあと思うんです。

その点ちょっと副町長お願いします。

○番外（副町長 大庭孝久）

ただ今のご質問にお答えいたします。

それぞれ長寿命化計画を立てておりまして、その中で順次対応をさせていく予定としております。

所管課の方で十分に検討してですね、令和7年度でOKだということで、この度、新年度予算として計上させていただいたものと考えておりますので、決して手をこまねいていたとか、そういうことではございませんので、全体の計画の中で執行するということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○13番（石田茂春）

大体分かるんですけどね。

課長、もっとね強く、副町長に、これ急ぐから頼むとお願いしてよ。本当に。

雨漏り言うのはね1年遅れれば、それだけ物価高騰で高くなるんですわ。いろんなものがね。だけどお金をやっぱり有効に使わないいけないんですよ。

そういうことで副町長、やはり課長からあがってきたやつは、ある程度「よっしゃー、よっしゃー」という形でね、全てとは言わないけど、やっぱり認めてやるべきだと私は思います。

次に、補助率の3分の1ではありますが、この件は4分の1から3分の1、要綱の変更だと思うんですけど、これは間違いないですか。

○番外（住民福祉担当課長 広江和彦）

福祉車両の購入費の補助金のことでございます。

これにつきましては、7年度において、4分の1であった250万円を超えていく車両について、補助率を3分の1に見直すというものでございます。

これまで250万円を基準にそれ以上かかる車については4分の1だと。それ未満につきましては3分の1という扱いをさせていただいております。

車両の価格によって、特に高額な車両になれば町の補助率が下がるということにも

なっておりますので、この点の改善も含めて、3分の1に見直すものでございます。

以上です。

○13番（石田茂春）

補助率の変更は要綱の変更だということですけど、この要綱の変更というのは何かルールがあるんですか。例えば5年たったら変更とか、それともお金があるけん、さじ加減で4分の1を3分の1にするかとかいうことですか。どちらですか。

○番外（住民福祉担当課長 広江和彦）

要綱の変更はですね、その都度適用している事業の内容、そして、これまで運用してきた点等を踏まえて、このたびは4分の1としていました250万円を超える車両についても、3分の1の補助率を適用することが必要だと判断し開始するものでございます。

年限等で自動的に見直していくとか、そういったものではございません。

この度の必要性を判断し、4分の1から3分の1に見直すことを考えているところでございます。

以上です。

○13番（石田茂春）

大体内容は分かりました。

それで、これからまた、お聞きしたいんですけど肝心なところ、定例会の初日にね、私は補正予算の時に、この件を、車両の5台が4台になったということで、課長の方から、事業所の都合で5台が4台になったという風に私は理解しておるんですね。

そこで、今回7年度、その事業所が4分の1が3分の1になるために、前もって情報をキャッチして、それでこの7年度に購入する予定かなという、この事業所が7年度に申込みを希望しておるかいないか、その点ちょっとお願いします。

○番外（住民福祉担当課長 広江和彦）

ご質問にお答えいたします。7年度の事業計画の中には入っておりません。

以上でございます

○13番（石田茂春）

この事業所は翌年度の予定に入っていないということですけど、4台購入した事業所はね、4分の1しかもらえない事業所というのは、たった1年もしかしたら半年ぐらいで、今度は今年購入ところは3分の1。私が事業所の責任者だったら異議申立てしてるんですわ。もうちょっと情報を早く教えてくれば、1年待つのにとか思うんですよ。これ私が事業所の責任者

だったらね。だけど裏返せば半年でも1年でも新しい車が来たけん、「いいわいいわ」と思うかも分かん。

そらのね、やっぱりお金いうのはね、やはり僅かでも10円でも100万円でも、極端に10円から100万円に上がるんですけどね、大事に使いたいと思うんですね。

ということで、やはり要綱の変更をしていく時にはね、特にこういう車は事前に1か月前とか2か月前とか、やはり慎重に行っていただきたいなと思うんですわ。それが事業者に対してのサービスなんですわね。

そういうことで、どうですかね。課長に聞いていいか、副町長に聞いていいか分からないんですけど、その点1点だけお願いします。

○番外（ 住民福祉担当課長 広 江 和 彦 ）

ご質問ありがとうございます。

町が実施いたします法人に対する支援策については、議員のご指摘のとおり、急な制度変更等は法人に対しても、やはり相応の期間をもって十分に対応していく必要があると認識しているところでございます。

この度7年度の制度変更につきましては、予算編成等のところからスタートいたしましたので、6年度の事業者のところにつきましては、そのような形になったところでございます。

以上でございます。

○13番（ 石 田 茂 春 ）

終わります。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、石田 茂春 議員の「総括質疑」を終わります。

次に、7番：村上 謙武 議員

○7番（ 村 上 謙 武 ）

それでは私の方から「ふるさと納税事業費」と、「林業振興事業費等」について質問をいたします。

まずはじめに「ふるさと納税事業」について質問いたします。

主に定例会資料3の109ページの資料をもとに質問いたしますので、よろしくお願いします。

令和7年度の「ふるさと納税事業費」であります、そこにありますように、3,602万8,000円計上されております。そして、業務委託費の方が2,532万8,000円となっておりますので

2,532万8,000円の内訳について、説明をお願いします。

○番外（ 地域振興課長 橋 本 博 志 ）

ご質問の件に関しまして資料の方を用意させていただきましたので資料の5ページの方をお願いいたします。

内訳といたしまして大きく三つの項目に分けてございます。

まず、ふるさと納税のインターネット上でのポータルサイトの利用料、それから返礼品と送料を含めました中間事業者へ支払う事務取扱い手数料、また、新たにカタログ等のデザインの刷新を予定しておりますことから、それにかかる経費について予算計上いたしました。

○7番（ 村 上 謙 武 ）

それでは再質問ですけれども、そこにある「ふるさと納税業務委託費」の明細がありますので、これで中間事業者委託料1,722万6,000円、その中に返礼品代が1,071万6,000円という風になっております。

私は返礼品代がいくらになるかなということを確認したくて、今回この質問をしたんですけど、たしか本町の新年度のふるさと納税額の目標額が8,000万円という風になっております。収入予算の方も、ふるさと隠岐の島応援基金として8,000万円歳入の方に上げてますので、そうすると一般的に返礼率、返礼割合というのは納税していただいた額の約3割を超えないという一定の基準がありますので、最大3割として、この返礼品代が2,400万円ぐらい必要じゃないかなという風に思ったものですから、今回、質問したところです。

再度確認ですけど、本町の今年のふるさと納税への目標額は、8,000万円で間違いないでしょうか。令和7年度。

○番外（ 地域振興課長 橋 本 博 志 ）

はい、先般申し上げたとおり8,000万円に設定しております。

○7番（ 村 上 謙 武 ）

令和7年度、そこの表を見ますと、寄附額が4,800万円となっておりますけど、そうするとこれは矛盾といいますか、合致してないんですけど、その辺はどういう風になってますか。説明の方をお願いします。

○番外（ 地域振興課長 橋 本 博 志 ）

8,000万円のうち企業版ふるさと納税ですとか返礼品を伴わないもの、それについては除いております。

寄附対象となる金額が4,800万円という風に見込んでおります。

○7番（村 上 謙 武）

ということは、8,000万円のうち3,200万円ほどを企業等からの寄附を想定してるという風に理解してよろしいでしょうか。

○番外（地域振興課長 橋 本 博 志）

おっしゃるとおりです。

○7番（村 上 謙 武）

そういうことだと返礼品代がこの額になったというのは理解できるんですけど、これまでの本町のこのふるさと納税事業の過去の納税の状況からすると、先ほど課長がおっしゃったその説明いうのはかなり無理があるんじゃないかなという風に、私はそういう風に思っております。

ですのですね、これはもう私的な意見になるかもしれませんが、8,000万円の目標額を掲げているのであれば、やはりせめて企業からのそういった寄附を想定しているのであれば、7,000万円近い金額をやっぱり入れるのが妥当なところだという風に思われますけど、その辺の判断はいかがでしょうか。

○議長（池 田 信 博）

村上議員もう一度お願いします。

○7番（村 上 謙 武）

昨年度までの本町のふるさと納税の実態からすると、この半数、半額近いような状況で8,000万円のうち3,200万円を企業からのですね、そういった返礼品を必要としない寄附額を想定して、こういった返礼品の予算を計上するのは少し現実離れしてるんじゃないかということです。やはり8,000万円であれば7,000万円ぐらいが相当ではないかなという風に、妥当じゃないかなということでその辺のところはどうですかという質問です。

○番外（地域振興課長 橋 本 博 志）

議員個人のご意見ということですので承りたいと思いますけれども、どの自治体においても8,000万円の寄附額、企業版は当然含んだものですけど、それに対して7,000万円の返礼品代を組んでるということはないという風に考えております。

○7番（村 上 謙 武）

分かりました。

それでは次の、本町の納税額に対する返戻品額の比率ということですけど、先ほど私が言いましたように、返礼割合については3割以下という基準があります。

本町の返礼の割合はこれまで大体何%ぐらいだと、その実績についてという質問でございます。大体何%ぐらいだったでしょうか。

○番外（ 地域振興課長 橋 本 博 志 ）

本町におきましては 23.5%を目安に設定をいたしております。返礼品の金額でございます。

○7番（ 村 上 謙 武 ）

この返礼品の返礼割合が低いということは、やはり寄附した額に対して返礼品の金額が当然低くなるという風に理解できますので、そういった意味でも、この3割以下という基準がありますので、限りなくそれに近い割合で、やはり、返戻品の方ですね、送ると、寄附していただいた方も喜ぶんではないかという風に、魅力ある返礼品となるんではないかという風に思いますけどその辺はいかがでしょうか。

○番外（ 地域振興課長 橋 本 博 志 ）

先ほどの資料をもう一度お願いできますでしょうか。

議員3割ということをおっしゃいますが、総務省の設定したルールによってですね、返礼品、当然送料含んだものでございますけども、それにポータルサイトの利用料、宣伝広告費、全て含んだもので、5割以内に収めるというルールづけがございます。当然、本町におきましてもそのルールに従いまして事業の方を実施いたしております。

資料でございます、まずポータルサイト利用料でございますが、この率というのは各企業が設定した率でございます。1番高いところで「さとふる」の12%、これにですね、中ほど、中間事業者への取扱い手数料10%、さらに返礼品の23.5%、送料の3%、これを全て合計した数値というのが48.5%という数値になります。

5割以内ということでございますので、本町において適正な割合であるという風に認識をいたしております。

○7番（ 村 上 謙 武 ）

ただ今の説明で募集費用を総額5割以内に納めるために、返戻品代の比率を23.5%にするという説明ですので、次の質問に入ります。

次は「ふるさと納税中間管理事業者」についてです。

109ページの1番下のところに、実施体制事業費というところに、地域事業者の横にふるさと納税中間管理事業者とありますが、本町の場合は、ふるさと事業業務委託しているウィル山陰隠岐支店ということで理解してよろしいでしょうか。

○番外（ 地域振興課長 橋 本 博 志 ）

現在はそのとおりでございます。2期6年目へとなりますが、新年度、令和7年度から見直しの時期となっておりますので、新たな業者の審査会について、今月18日に実施する予定といたしております。

○7番（村 上 謙 武）

それでは④ですね。

本町における地域活性化起業人、予算960万円計上しておりますけど、この起業人ですね、これから、募集というか、人選していくわけですけど、そのプロセス、大体どのような形で起業人を人選するのか、その辺の説明をお願いします。

○番外（地域振興課長 橋 本 博 志）

ご指摘のプロセスについてでございますが、課内でも十分な協議をいたしたところでございます。

一般公募についてでございますが、一般公募は必ずしも本町の特性や課題に精通をした人材というものが確保できるという保障がないということから、また本町が求めています能力水準や知見について有しているかが不透明な部分というのがあります。

このことから、今回の地域活性化起業人の任用に当たりましては、一般公募ではなく、先方から今年度に提案のあった、企画立案書の審査を経て、以降何十回と個別にヒアリングを重ね、新年度の早い時期での契約を目指すことといたしております。

なお本事業の契約期間は最長で3年間という定めとなっておりますが、事業の実施に当たりましては、成果指標を掲げ、達成度につきまして厳格な審査を行い、成果が認め得られないという判断をした場合には、3年を待たずに契約を解除するという強い覚悟を持って臨んでまいりたいという風に考えております。

○7番（村 上 謙 武）

これに関する質問はこれで終わります。

続きまして、林業振興費の3,618万8,000円計上されております。

その中に11件の事業費が含まれておりますけど、その中で、森林環境譲与税を財源とする事業はどれらの事業になるか伺います。

○番外（農林水産課長 増 本 直 行）

おはようございます。それでは、ただいまの森林環境譲与税を財源とする事業についてのご質問にお答えいたします。

議案関係資料3の97ページをお願いいたします。このページの上段にございます令和7

年度森林環境譲与税活用事業一覧表に掲載している事業の総額 8,071 万 2,000 円のうち、今年度は 7,500 万円の予算が今のところ確定しておりますので、7,500 万円を充当いたします。

○7番（村 上 謙 武）

予算資料、97 ページの、この内訳を見ますと林業振興事業として六つの事業が入ってますね。ざっくり計算したら 1,000 万円ぐらいの予算になりますけど、この森林環境譲与税が新年度 7,500 万円、譲与税として国の方から入ってますので、ちょっと少ないなという感じを持ちました。

森林、林業の再生ですね、それから林業の振興を大きな目的としたこの森林環境譲与税だという風に思いますので、そのところでもっとこの事業の予算が大きくなっていいんじゃないかなと。

今回、そこに高性能林業機械導入補助金が、この中に入っていないので、これどうしてかなという風に、私個人的に疑問を持ったところでございます。

次の②の質問に入りますけど、新年度、この補助金が 846 万 9,000 円計上されたということで、これが起債になって、辺地債の起債が財源になってるということで、ここに 3 分の 1 ということで、3 分の 1 を上限に補助するという風になっておりますので、その辺の根拠というか理由について、本町の補助金交付要綱をちょっと調べたんですけど、この 3 分の 1 というのが明記されていたのが「林業活性化対策支援事業費補助金交付要綱」というのがありましたので、この要綱に基づいて、今回この補助金が計上されたのかなという風に少し勘違いして、ちょっと質問になるかもしれませんが、その辺はいかがでしょう。

○番外（農林水産課長 増 本 直 行）

ただ今の要綱についてのご質問にお答えいたします。

この高性能林業機械導入補助金は、事業が「林業・木材産業成長産業化促進対策事業」でございますので、補助金要綱は、「隠岐の島町林業・木材産業成長産業化促進対策事業」の補助金要綱に基づいて行っております。

以上です。

○7番（村 上 謙 武）

今回は、先ほど課長の説明があったように、「隠岐の島町林業・木材産業成長産業化促進対策事業費補助金交付要綱」に基づいて、補助するものだという事は理解できましたけど、その中で要綱第 8 条に補助金額の決定という条文がありまして、その中で町の補助率について 3 分の 1 を上限に補助するというような文言が記されていないんですよ。

ですので、この3分の1を上限とするという、これはどっから来たのかなという風に思いまして、その辺のところの説明をお願いします。

○番外（ 農林水産課長 増 本 直 行 ）

ただ今の「林業・木材産業成長産業化促進対策事業費補助金」の要綱には、議員おっしゃるとおり、現時点では4分の1の補助までとなっておりますが、今回この事業で林業事業体が、通常は機器を一括で購入する場合の補助金要綱でございまして、今年度は事業体がリース契約で機械を購入するということになりました。

そこで、国の補助率が2分の1から3分の1に減額されました。事業体の負担率が増額するので、町といたしましても、事業体の負担率を軽減するため、この新年度予算成立後、補助金要綱の一部を改正して、リース契約の場合は町の補助率を3分の1に改正して予算執行したいと考えております。

以上です。

○7番（ 村 上 謙 武 ）

補助金の交付要綱がいくつかあって、どれが該当するかなというのをちょっと最初分らないところがあったもんですから質問してるところであって、確か去年の9月の定例会で、同じような高性能林業機械のグラップルという、これつかみの部分だったと思いますが、そのときに確か4分の1を超えない額で本町が補助するという、そういった課長の説明がありましたので、それが頭に入ってたので今回3分の1というのはどういうところから来てるのかなと思って質問したわけですけど、昨年度のグラップルの時には、適用した補助金交付要綱が違ったという風に理解してよろしいでしょうか。

○番外（ 農林水産課長 増 本 直 行 ）

去年の9月の時点は、林業事業体は機械を一括購入する契約で事業しておりますので、それに対しては、国は2分の1の補助をするということで、今回の新年度の予算は事業体が機器を5年間のリースで契約をするということですので、国の方は2分の1から3分の1に補助率を下げると、林業事業体の負担率が増加します。

この要綱の目的にも林業事業体の経費削減を図ることが目的としてありますので、その分町が上乗せを上げて、国と同じ3分の1ということで改正をして執行したいと考えております。

○7番（ 村 上 謙 武 ）

ただいまの課長の説明で何となく理解できました。

次の質問に入ります。

最後の質問になりますけど、松くい虫危険木処理事業の本年度の予算が 450 万円ということで、新年度、伐採予定の危険木の処理件数と本数は大体どのぐらいか説明をお願いします。

○番外（ 農林水産課長 増 本 直 行 ）

それでは、ただ今の質問にお答えいたします。

処理件数は、これは予算編成時点の数字ですけど、処理件数は 9 件で、処理本数は 55 本と予定しております。

なお、この松枯れは秋頃から始まりますので、今後増えることも予想されますので、予算が不足した場合は補正予算で対応したいと考えております。

○7番（ 村 上 謙 武 ）

令和 7 年度は 9 件 55 本を予定しておるという説明でございましたけど、これも昨年たしか 9 月の定例会だったと思いますけど、補正が出まして、そのとき当初予算を大きく上回る 600 万円以上の補正が出たわけですけど、今年度も、この 450 万円で計上しております。今年度そういうことが実際ございましたので、この 450 万円の予算で新年度、大丈夫かなと。

本当にしっかり、この松くい虫の危険木ですね、民家の近くとか、道路の近くとか、ふだんの住民生活に危険が及ぶようなところの松くい虫の、本当にきちんとした調査が行われたのかなという風な、ちょっとそういった不安もありますのでその辺はいかがでしょうか。

○番外（ 農林水産課長 増 本 直 行 ）

処理件数、本数等については、地元からの要望、あとは現地確認しておりますので、そういう安易な本数ではないと思っております。

○7番（ 村 上 謙 武 ）

これで終わります。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、村上 謙武 議員の「総括質疑」を終わります。

最後に、9番：西尾 幸太郎 議員

○9番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

それでは、通告に従いまして、選挙費について質問したいと思います。

本町は、過去にですね、投票所またポスター掲示板の箇所を削減した経緯があります。

令和 7 年度も町議会議員選挙と参議院選挙二つの選挙が予定されていますが、これらの影響調査について、新年度行う予定があるのかどうか。

また過去にですね、こういった影響調査や、あと分析等を行ってれば、その説明もあわせてお願いします。

○番外（ 総務課長 宇 野 慎 一 ）

ただ今のご質問にお答えします。

本日提出いたしました資料の 6 ページをお願いします。

こちら過去の選挙におけます投票率の推移を示したものでございます。結果だけ見ますと、令和 5 年に投票所の改編を行った時から投票率が 50% 台で推移をしております。

結論から申し上げますと、投票所を減らしたことによる大々的な影響調査や分析につきましてはこれまでのところ実施していない状況でございます。

これまで一部の投票所における年代別の投票率は確認したことがございますが、明確な傾向が出てこなかったということがございます。

選挙の投票率につきましては、投票所や掲示場の箇所数のみならず、様々な要素が影響するものと考えております。

しかしながら選挙管理委員会としましては、この投票率の低下は注視しているところでございます。毎回、議論の話題に上がっております。

本年 7 月の参議院議員総選挙の執行をもちまして、投票所を少なくしてから、国政、県政、市政の選挙が一通り実施されます。

令和 7 年度に執行いたします二つの選挙の投票率を見極めて、影響調査について検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○9 番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

投票率について過去も含めて説明資料出していただきました。

これをもってして投票所を減らしたからとか、あとポスター掲示板減らしたから、投票率が下がったという風には、なかなか結論づけることは難しいかなという風に思いますが、ただ、過去はですね隠岐の島町投票率高く、選挙においてはすばらしいみたいな評価を受けてたこともありますが、高齢化が進んでくる中でですね、やはり投票率が下がってきているのは確かなことですので、こういった詳細分析をするためにはですね、全世帯調査とは言わないですけど、ある程度その年代別のサンプル調査みたいなのを行ってですね、こういった原因で、この投票率が下がっているのかっていうところの要因は調べて対策する必要があるんですけど、そこまでの考えがあるのかどうか、ちょっと今のところでの考えを教えてください。

○番外（ 総務課長 宇 野 慎 一 ）

調査方法につきましては現在のところ具体的に申し上げられるものはないと思っております。

無作為抽出によるアンケート調査も検討は一旦しましたが、投票の秘密ということがございますので、それに配慮しながら、県選管の意見を伺いながら、最終的には実施方法については町選管で検討していきたいと考えております。

○9番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

うちの町に限った話ではなく全国的にですね、投票率の低下が問題になっております。

全国の自治体がこういったものに取り組んでいると思いますので、そういった外ですね、自治体がどういった取り組みをしているかも含めて調査研究を行って、しっかりと対策をしていただきたいなという風に思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、西尾 幸太郎 議員の「総括質疑」を終わります。

以上で、「総括質疑」を終わります。

次に、諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

以上で、諮問第1号及び諮問第2号の質疑を終わります。

ただ今から、15分間休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10時20分 ）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（ 本会議再開宣告 10時35分 ）

日 程 第 2. 町 長 追 加 提 出 議 案 の 上 程

「町長追加提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり町長追加提出議案の、議第37号「第2次隠岐の島町総合振興計画後期基本計画について」から議第39号「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町中出張所等複合新庁舎建築工事〕」の3件、及び同意第1号「隠岐の島町監査委員の選任同意

について」の1件、計4件を一括して議題といたします。

日 程 第 3. 提 案 理 由 の 説 明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました4件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：池田町長

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

おはようございます。

それでは、本日追加提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

はじめに、議第37号の「第2次隠岐の島町総合振興計画後期基本計画について」でありますが、第2次隠岐の島町総合振興計画前期基本計画の計画期間が、令和6年度をもって終了するため、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする、第2次隠岐の島町総合振興計画後期基本計画を策定することについて、隠岐の島町総合振興計画条例第11条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

次に、議第38号「工事請負変更契約の締結について〔令和6年度社交金 町道中町中条線一本橋橋梁更新（2期）工事〕」についてであります。残土処理におきまして、当現場に残土を仮置きできる場所が無く、現場近くの土地に残土の仮置きを行ったことにより、工事費を増額する必要が生じました。また、地盤改良工事におきまして、他の工事が集中したことにより作業員の調達に不測の日数を要したことから、工期を延長する必要が生じたため、工事請負変更契約を締結いたしたく議決を求めるものであります。

次に、議第39号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町中出張所等複合新庁舎建築工事〕」についてであります。エントランス広場に植栽する高麗芝の人工芝への変更、及びカーテン・ブラインド類の追加取り付けなどにより、工事費を増額する必要が生じました。また、舗装工事におきまして、他事業との調整により当該工事の進捗が遅れ、工期を延長する必要が生じたため、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、同意第1号の「隠岐の島町監査委員の選任同意について」であります。監査委員嶽野正弘氏の任期が、来る3月31日をもって満了となりますことから、同氏を引き続いて選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、4 件の追加議案につきまして、ご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 10時39分 ）

（ 全員協議会開会宣告 10時39分 ）

○議長（池田信博）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 10時47分 ）

（ 本会議再開宣告 10時47分 ）

日 程 第 4. 質 疑

「質疑」を行います。

ただ今、提案されました4件の議案について、質疑を行います。

まず、議第37号「第2次隠岐の島町総合振興計画後期基本計画について」質疑はございませんか。

7番：村上 謙武 議員

○7番（村上謙武）

この後期計画について90ページのボリュームがあるんですけど、これ、もう少し要約したようなダイジェスト版なるようなものを作って、分かりやすく、町民の方に知ってもらいというような考えはあるでしょうか。

○番外（地域振興課長 橋本博志）

5年前になりますが、現在の計画期間を10年としております。

「第2次隠岐の島町総合振興計画」については、ダイジェスト版の方は作成をしておりますが、この「後期計画」に限ってのダイジェスト版ということは現時点では考えておりません。

○7番（村上謙武）

終わります。

○議長（池田信博）

他に、質疑はございませんか。

(「なし」 の声を確認)

ないようですので、以上で、議第 37 号の「質疑」を終わります。

次に、議第 38 号「工事請負変更契約の締結について〔令和 6 年度社交金 町道中町中条線一本橋橋梁更新（2 期）工事〕」質疑はございませんか。

(「なし」 の声を確認)

以上で、議第 38 号の「質疑」を終わります。

次に、議第 39 号「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町中出張所等複合新庁舎建築工事〕」について、質疑はございませんか。

(「なし」 の声を確認)

以上で、議第 39 号の「質疑」を終わります。

次に、同意第 1 号「隠岐の島町監査委員の選任同意について」質疑はございませんか。

(「なし」 の声を確認)

以上で、同意第 1 号の「質疑」を終わります。

以上で、「質疑」を終わります

日 程 第 5. 議 案 の 委 員 会 付 託

「議案の委員会付託」を議題とします。

会期初日に提出されました町長提出議案の、議第 5 号「隠岐の島町離島留学学生寮設置及び管理条例」から議第 25 号「工事請負変更契約の締結について〔3 災 1901 号 町道油井 21 号線②道路災害復旧工事〕」までの 21 議案及び議第 30 号「令和 7 年度隠岐の島町一般会計予算」から議第 36 号「令和 7 年度隠岐の島町下水道事業会計予算」までの 7 議案、及び本日追加提案された議第 37 号「第 2 次隠岐の島町総合振興計画後期基本計画について」から議第 39 号「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町中出張所等複合新庁舎建築工事〕」までの 3 議案、計 31 件をお手元に配付の「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、議案 31 件は「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

日 程 第 6. 休会について

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

3月11日から3月13日の3日間は、常任委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認め、左様決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

次の本会議は、3月14日に開催いたします。

本日は、これにて散会いたします。

(散 会 宣 告 10時52分)

以 下 余 白